

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

令和2年度は、「公益社団法人 日本写真協会」も10年目に入り、定款に定める「写真の普及・振興に関する事業を行い、文化の発展と国際交流の増進に寄与する」という設立目的に基づき、写真・映像文化の振興・普及を目的に従来からの事業を継続してまいります。会員だけでなく不特定多数の者の利益の増進に寄与しなければならない公益法人としての意識を強く持って、その内容については適時見直しを行いつつ以下の事業を実施していきます。

A. 公益事業

1. 日本の写真文化に顕著な功績のあった国内外の個人及び団体の顕彰（「日本写真協会賞」）

【担当：表彰委員会】

「令和2年度日本写真協会賞」は今年69回目を迎え、2月20日（木）に「選考会」を開催し、各賞受賞者を内定しました。

- ☆作家賞： 石川 直樹
- ☆新人賞： 池田 宏、GOTO AKI
- ☆国際賞： マーク・ピアソン
- ☆功労賞： 宮澤孝一、日本山岳写真協会
- ☆学芸賞： 東京大学史料編纂所古写真研究プロジェクト

- (1) 対外発表： 3月下旬カメラ記者クラブ、全国紙、一般雑誌等に資料を配布して記事掲載を依頼すると共に、HPに掲載し広く不特定多数の一般市民に周知徹底を図ります。
- (2) 表彰式： 6月1日（月）17:30～19:00 東京・三田の笹川記念会館で、受賞内容をスライド映写で紹介し、受賞者に対し表彰状・賞杯の授与を実施いたします。
- (3) 受賞： 6月1日（月）19:00～20:20 表彰式終了後、同会場内レストランに会場を移し祝賀会 受賞者をお祝いする会を開催します。※コロナウイルス感染対応で変更あり
- (4) 受賞作品： 5月29日（金）～6月4日（木）に、六本木の富士フィルムフォトサロン東京で 展覧会 開催し、会員以外にも不特定多数の写真愛好者に鑑賞してもらい受賞者の受賞内容を確認してもらい、写真文化の普及・振興に貢献します。
- (5) 令和3年度の選考
恣意的な選考に陥らないよう、本年同様、10月～12月に広く写真界全体から、会員及び委嘱している指名推薦者（ノミネーター）による候補者のリストアップを行い、令和3年2月に会長が委嘱する選考委員5名による選考会を開催して受賞者を決定します。

2. 写真に関する国内の情報・資料の収集及び「日本写真年報」の編集発行

【担当：出版広報委員会】

「不特定多数の利益の増進に寄与する公益事業」として認定された「日本写真年報」は、さらに公益事業に適合すべく2013年度版より、「日本写真年鑑」と題し、従来の写真業界の年報としての機能にあわせ、年間を通じた写真界の幅広い情報を掲載しております。2020年版は時代に即した内容を精査して180ページ前後にスリム化し、経費等の見直しや事務作業の集中を避け10月発行します。

配布・頒布につきましては、従来から会員の皆様にお届けすると共に、関心の高い一般市民写真愛好者の為に写真美術館・ギャラリー・図書館・大使館等の公的機関及び報道機関に無料配布してきましたが、更に、会員以外の不特定多数の写真愛好者なら誰でもが入手できるように、HPに掲載すると共に、いくつかの取り扱い場所や「東京写真月間」事業の写真展会場で頒布告知チラシを配布してその発行を広く告知します。

3. 子供達中心に写真映像の原理と楽しみ方を理解させる写真体験教室の実施

【担当：写真・映像教育推進委員会】

当協会の目的に照らし、将来を担う子供たちに対する写真文化の教育が肝要であるとの認識から、主として小学生を対象に写真体験教室を平成17年度から実施。写真関連の授業内容がない現在の授業体制の中で、熱心な教師からの要望に応え正規の授業にも取り上げられるようになりました。

当初、銀塩方式の「手作りピンホールカメラ写真体験教室」では、子供たちが普段できない暗室体験を通じて写真の原理を理解してもらうことが大きな目的でしたが、平成21年度よりスタートした「デジタル写真教室」では、写真の原理は勿論ですが、写真の持つ多様な力の中から、自分の気持ちを表すという写真の自己表現力・コミュニケーション力を如何に引き出すかが重要になります。

令和2年度も、各学校・教師等の要望を基に、銀塩写真体験教室を今までどおり実施していくと共にデジタル写真体験教室も積極的に展開していきます。

また、写真体験教室の中では、断りもなく他人の顔を写さないとか、花壇等に勝手に踏み込まない等の撮影マナーや、著作権、肖像権等の法的権利についてもその重要性を教えていきます。☆令和2年度実施目標：30ヶ所1,200名

4. 国内外の写真文化を紹介する国際交流活動

【担当：国際交流委員会・写真月間委員会】

(1) 国際展「アジアの写真家たち 2020 中国・江蘇省」(※内容は東京写真月間 2020 の項目に掲載)

(2) 日本写真協会賞新人賞受賞作品を海外に紹介

令和2年度は「日本写真協会賞新人賞受賞作品 Looking at Borders シリーズの巡回展をメキシコで計画。展示作品は、2013年から2015年までの3年間に日本写真協会賞新人賞を受賞した日本人の写真家6人の作品60点を5月～9月(開催都市調整中)10～11月グアナフアト州イラプアト市、12月～R3年2月パチューカのフォトテカ・ナショナルで展示予定

5. 「写真の日」を中心に国内外の写真展を集中展開する写真月間の開催

(1) 「東京写真月間2020」5月～6月

【担当：東京写真月間実行委員会】

後援：外務省、環境省、文化庁、駐日中華人民共和国大使館、東京都

① 国内企画展「変わりゆく2020年代の写真」-若い世代が考える写真の表現-

国内企画展は自然と人との関わりを中心にテーマを見つけ新進写真家の発掘も含め若い層からベテラン層の写真家構成で写真展を展開して来ました。今回の国内企画展は25周年目の節目にあたり、若手の写真家を発掘してきた国内企画展の原点に立ち帰り、若い世代の作品を募り「変わりゆく2020年代の写真」と題して若い人たちの発想で取り組んだ写真表現を、各々の違った視点、観点から捉えた9名、エプサイト、の新進作家で企画構成した写真展を6か所で開催いたします。エプサイト、キヤノンオープンギャラリー1、ニコンプラザ新宿、オリンパスギャラリー東京、ピクトリコギャラリーその他、巡回展を東川町他で開催予定。

② 国際展「アジアの写真家たち 2020 中国」-江蘇省-

日本では余り取り上げられることが少ないアジア圏の国々との文化交流を目的に2004年に「アジアの写真家たち 2004」を創設しました。この写真展ではその国の写真家が個々の視点から捉えた写真によって、その国の名所、旧跡、伝統文化や人々の暮らしを紹介することにより、日本とその国の相互理解に貢献してきました。創設以来2019年までアジアの国々15か国を紹介してきており、2020年の事業は創設25周年を記念した新たな観点からアジア圏でも近隣の国々を見つめなおそうという視点に立ち「アジアの写真家たち 2020」は中国江蘇省を取り上げることとしました。

写真展をキヤノンオープンギャラリー1、ニコンプラザ新宿、LUMIX GINZA TOKYO、ソニーイメージングギャラリー銀座、プレイスMで開催予定。

③ 「写真の日」記念写真展 2020

外務大臣賞、環境大臣賞、優秀賞、協賛会社賞約 50 社、入選

大崎・光村グラフィック・ギャラリー(MGG)で7月1日～7日開催、その後「写真の町」東川町文化ギャラリー、小諸高原美術館、富士フォトギャラリー新潟、名古屋ワキタギャラリー、富士フィルムフォトサロン大阪、福島市振興公社福島テルサ他を巡回予定

④ 1000 人の写真展 わたしのこの一枚」 新宿ヒルトピアアートスクエアで開催 6月

⑤ 北海道・東川町「第6回高校生国際交流写真フェスティバル」 7月31日～5日に協力

⑥ 「親子の日写真まつり」2020 緑と水の市民カレッジ 6月開催予定

(2)「大阪写真月間2020」5月～6月 【共催：大阪写真月間実行委員会】

① 小学生のための写真教室「親子で挑戦！モノクロ写真教室」3月下旬ビジュアルアーツ専門学校

② 写真家150人の一坪展」5月28日～7月3日 αプラザ・ニコン・キヤノン・富士・オリンパス・リコー6会場で開催。この他期間中にシンポジウム・企画展を予定

③ 大阪写真月間ハイスクールフォトアワード2020

富士フィルムフォトサロン大阪6月10日～15日

④ 写真展「私のこの一枚」 6月10日～15日 イロリ村 [89] 画廊

B. 共益事業

1. 会員に対し、会の動向や写真界の動きを知らせる会報の発行 【担当：出版広報委員会】

公益社団法人の相互扶助等事業として、会員の皆様に対しては、会の動向や写真界の最近の動きをお知らせする為、年2回 10月、3月に会報を発行いたします。

内容を一新、従来の「会員のひろば」に加え「私の写真クラブ紹介」「賛助団体訪問」等会員の声を積極的に掲載していきます。

2. 日本写真協会賞受賞祝賀会 兼 叙勲・褒章受章祝賀会 兼 東京写真月間レセプションの開催

【担当：総務委員会】

令和2年度は、「6月1日写真の日」事業として6月1日の日本写真協会賞表彰式後、笹川記念会館にて「日本写真協会賞受賞祝賀会」兼「叙勲・褒章受章祝賀会」兼「東京写真月間レセプション」を開催します。

C. 法人運営事業

1. 新公益法人制度に則った協会運営 【担当：総務委員会】【担当：コンプライアンス委員会】

(1) 本年度の活動経過は、次回理事会で報告いたしますが、公益法人には、「不特定多数の利益の増進に寄与する」ことが強く求められています。従来から、当協会の活動内容が会員のためだけでなかったことは明らかですが、今後は従来にも増して一般市民写真愛好家の存在を念頭に置き、法令を遵守し、規程を整備して自己統制の体制をしっかりと築き、公正、公平、公開を旨とした運営を心がけていきます。

(2) ホームページの充実と積極的活用

協会諸事業の活動内容をその都度タイムリーに更新し、内容充実を図っていきます。

以上

※令和2年度事業計画・予算書につきましては、3月開催の理事会で策定後、内閣府公益認定等委員会に提出し、4月1日審査完了したものを掲載しております。進捗状況については17頁をご参照ください。